

人材調整準備会合の設置について

平成23年 7月 7日
地域主権戦略会議決定

- 1 「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)5(2)に基づき、人員の地方移管等について必要な検討を行うため、地域主権戦略会議に人材調整準備会合(以下「準備会合」という。)を置く。
- 2 準備会合の構成員は、次のとおりとする。
 - 座長 地域主権戦略会議の構成員のうち議長が指名する者
 - 構成員 内閣府大臣政務官
 - 総務大臣政務官(人事行政・行政管理・地方行政・地方財政)
 - 総務大臣政務官(情報通信)
 - 法務大臣政務官
 - 財務大臣政務官
 - 厚生労働大臣政務官
 - 農林水産大臣政務官
 - 経済産業大臣政務官
 - 国土交通大臣政務官
 - 環境大臣政務官
 - 全国知事会の推薦する者、全国市長会の推薦する者及び全国町村会の推薦する者であって、座長が指名する者(注)内閣府大臣政務官及び複数置かれる各省大臣政務官については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指名する者とする。
- 3 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 4 座長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する構成員による審議の場を設けることができる。
- 5 準備会合の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、準備会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。